

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が、令和4年(2022年)8月16日付け令4秘書第9号で行った公文書開示請求の却下決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和4年8月7日付で、実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「前副知事が後援会入会等に関して庁内で指示した際の依頼文書、公用メール」にかかる公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求に係る公文書が存在しないことを理由として、令和4年8月16日付けで本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年11月7日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

（省略）

第4 実施機関の説明要旨

（省略）

第5 審査会の判断

1 条例第7条について

条例第7条は、第4項において、公文書の開示をしないことの決定（第13条の規定により開示請求を拒否することの決定を含む。以下同じ）又は第12条の規定による公文書の開示（以下「公文書の部分開示」という。）をすることの決定をした旨の通知をするときは、その理由及びその理由がなくなる期日を明示できる場合にあつては当該期日を記載した書面によらなければならないとしている。

上記の、開示をしない理由については、第11条の該当号及び開示をしない具体的

な理由を記入することとされている。

なお、一般に、法令が行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法令の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきであるとされている。

また、法令が処分にあたり理由を付記すべきものとしているのは、当該理由の有無について判断の慎重と公正妥当を担保して恣意を抑制するとともに、理由を知らせることにより、不服申し立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきものとされ、このような理由付記制度の趣旨にかんがみれば、公文書の開示をしないことの決定又は公文書の部分開示をすることの決定をした旨の通知をする書面に付記すべき理由としては、開示請求者において、条例第11条各号所定の非開示事由のどれに該当するかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、条例第7条第4項の要求する理由付記としては十分ではないとされている。（最高裁平成4年12月10日第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号警視庁非開示決定処分取消請求事件）参照）

2 本件処分の妥当性について

(1) 理由付記の妥当性について

まず、審査請求人は、本件処分の理由付記に不備があると主張していることから、この点について検討する。

審査請求人は、本件処分に係る「公文書開示請求の却下について」（通知）（以下「却下通知書」という。）の「却下理由」欄の「開示請求に係る公文書が存在しないため。」との記載では、「なぜ不存在なのか」という具体的な理由を記載しておらず、審査請求を行った時点で複数の可能性があると考えられ、開示請求者が明確に却下理由を認識し得る程度の記載ではなく、審査請求上の便宜にも配慮されていない、などと主張する。

しかし、「開示請求に係る公文書が存在しない」理由は審査請求人が指摘するように複数考えられるが、いずれにしても本件処分は、文書が存在しないことを理由として公文書の開示請求を却下しているものであり、「開示請求に係る公文書が存在しない」との記載により、開示請求に係る公文書の存否を争うことは可能と考えられることから、却下通知書における「却下理由」欄の記載は、上記1に掲げる法令が処分に当たり理由を付記すべきものとしている趣旨に反するものとまでは言えず、本件処分を取り消すほどの不備があるとは認められない。

(2) 本件請求の対象となる公文書の特定の妥当性について

審査請求書中、「前山口県副知事に係る公職選挙法違反事件（以下、「事件」という。添付資料①）の調査報告書が公表された際、庁内での依頼に公用メール

が使用されていたことが報告された（添付資料②）」、「山口県知事（以下、「実施機関」という。）は、事件に関連する依頼文書・公用メール（以下、「本件対象文書」という。）は存在しないとして、公文書開示請求の却下決定（以下、「本件処分」という。）を行った。」といった、本件請求の対象となる公文書には、前副知事だけでなく、他の職員が発出したものも含まれると見受けられる記載があることから、実施機関が、本件請求の対象となる公文書を前副知事が発出したものと特定したことの妥当性について検討する。

本件請求に係る公文書開示請求書における「公文書の件名又は内容」欄には、「前副知事が後援会入会等に関して庁内で指示した際の依頼文書、公用メール」と記載されており、「後援会入会等に関して庁内で指示した」者は、文言通り読めば、「前副知事」に限定されていると解釈するのが自然であり、上述の審査請求書中の記載における審査請求人が本件審査請求に及んだ契機は、開示請求書の記載からは読み取れないことから、本件請求の対象となる公文書を前副知事が発出したものと特定した実施機関の対応に、特に不備があるとは認められない。

（３）本件請求の対象となる公文書が不存在であるとの判断の妥当性について

審査請求人は、文書の存否について争う考えはなく、仮に審査請求人が文書の存否を争う場合は、手続き上は実施機関が本件処分を取消すことが前提であり、実施機関が新たな処分（文書不存在の具体的な理由を付記したもの）を審査請求人に通知した後になると思われるなどと主張しているが、当審査会は、上記（１）のとおり、本件処分の理由付記には、取り消すほどの不備があるとは認められないと判断していることから、本件請求の対象となる公文書が不存在であるとの実施機関の判断の妥当性についても検討した。

本件請求に係る対象となる公文書の探索経緯について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、前副知事の執務室と公用パソコンを探索し、前副知事が送信した公用メール及び添付ファイルも確認した結果、本件請求の内容に該当する文書は見つからなかったとのことであった。また、前副知事が送信した公用メール及び添付ファイルについては、当審査会から実施機関に提出を求め、インカメラ審理により実際に見分した結果、本件請求の内容に該当するものはないことを確認した。

以上から、本件請求の対象となる公文書の探索について、実施機関の対応に特に不備は認められず、本件請求の対象となる公文書が不存在であるとした実施機関の判断に誤りがあるとは認められない。

以上の理由により、第１に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等
別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和5年 3月 1日	実施機関から諮問を受けた。
令和6年 1月11日	事案の審議を行った。
令和6年 3月22日	事案の審議を行った。
令和6年 7月29日	事案の審議を行った。
令和6年 9月17日	事案の審議を行った。
令和6年11月18日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会第一部会員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
沖本 浩	弁護士	部会長
古林 照己	公認会計士	
服部 麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

(令和6年9月17日現在)